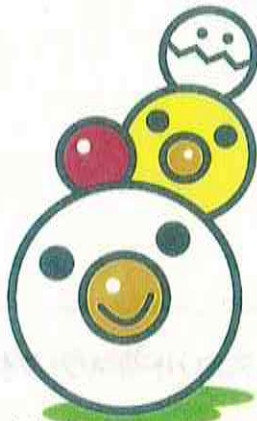


あいち はぐみんプラン

～子育てにあたたかい愛知の実現をめざして～

(第二次愛知県少子化対策推進基本計画)



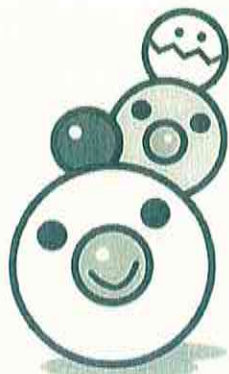
はぐみん

平成22年3月

愛知県



本県の子育て支援マスコットキャラクター「はぐみん」



はぐみん

- デザインを18年度に募集し、628点の中から選定。ニワトリの親子をモチーフに、家庭円満や平和を象徴する「まる」をテーマにデザインにしたキャラクター。
- 愛称を19年度に募集し、2,373点の中から選定。「育み・育む」という言葉と、抱きしめるという意味を持つ「Hug」という言葉から「はぐみん」と命名。

はじめに



子どもは、社会の希望であり、宝です。

結婚や子どもを持つことについては、個人の考え方が尊重されなければなりません。県民の皆様の結婚や子どもに関する希望が実現できる社会づくりを推進することは、行政の使命であると考えています。

本県では、平成 19 年 3 月に愛知県少子化対策推進条例を制定し、少子化対策を推進してまいりましたが、依然として少子化傾向が続いています。

少子化の背景や要因としては、若者の生活基盤の不安定化や子育てなどの経済的負担、仕事と子育ての両立の難しさなど社会・経済的な問題のほか、結婚や生き方に対する意識の変化、子どもを生み育てることを尊ぶ社会全体の意識の薄れなどが複雑に関係しています。したがって、少子化の流れに歯止めをかけるためには、息の長い総合的な対策が大変重要です。

こうした認識のもと、本県における少子化対策の新たな計画として、平成 26 年度を目標年次とする「あいち はぐみんプラン」（第二次愛知県少子化対策推進基本計画）を策定いたしました。

子どもを生み育てることは、人の一生に関わる問題です。県民の皆様が家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができる社会を実現するため、このプランでは、若者の就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育てまで、それぞれのライフステージごとに幅広い取組を行うこととしています。

また、こうした取組を進めていくためにも、地域全体で子育てを応援していくことが大切です。市町村との連携をはじめ、NPOや企業など多様な主体と連携・協働しながら推進してまいります。

「子育てにあたたかい愛知」の実現に向けて、県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

愛知県知事 神田 真 秋

目 次

第1章	計画策定の基本的な考え方	
Ⅰ	策定の趣旨	2
Ⅱ	計画期間	4
Ⅲ	基本目標	4
Ⅳ	策定の基本的な考え方	4
Ⅴ	重点目標	5
Ⅵ	計画の体系	7
Ⅶ	計画の性格	8
第2章	本県の少子化をめぐる状況	
Ⅰ	出生の状況	12
Ⅱ	少子化の要因の状況	
1	未婚化・晩婚化の進行	16
2	夫婦の子どもの数の減少	19
Ⅲ	子ども・子育て家庭を取り巻く状況	
1	子育て家庭の状況	20
2	子どもの状況	21
3	就業の状況	23
第3章	少子化対策の具体的展開	
Ⅰ	若者の生活基盤の確保	
1	キャリア教育の推進	26
2	就労支援	30
3	思春期保健対策の充実	34
4	結婚支援	38
Ⅱ	希望する人が子どもを持てる基盤づくり	
5	働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくり	42
6	男女共同参画の推進	46
7	安心安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援	50

III	すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援	
	(1) 子育て家庭への支援を充実する	
	8 自宅で子どもを育てている家庭への支援	54
	9 潜在的ニーズにも対応した保育サービス・放課後対策の拡充	58
	10 経済的支援の充実	64
	(2) 子どもの健やかな成長を支援する	
	11 子どもの健康の確保	66
	12 幼児教育の充実	72
	13 学校教育の充実	76
	14 青少年の育成	80
	(3) 配慮を要する子どもや家庭を支援する	
	15 ひとり親家庭への支援	84
	16 社会的養護体制の充実	88
	17 児童虐待防止対策の推進	94
	18 障害のある子どもへの支援	98
	19 外国人の子どもへの支援	102
	(4) 子どもの安全な環境を確保する	
	20 子育てしやすい居住環境の整備	106
	21 安心できるまちづくりの推進	110
IV	「子どもは社会の希望・未来の力」、地域・社会の子育て力をアップする	
	22 ボランティア・NPO等との協働推進	114
	23 県民・企業が一体となって応援する機運の醸成	118

第4章 計画の推進

I	推進体制の整備	124
II	計画の的確な進行管理	124
III	計画の見直し	124
	(附表)	
	重点チェック項目一覧	126

参考資料

資料1	愛知県少子化対策推進条例	130
資料2	愛知県少子化対策推進基本計画策定協議会開催要綱	133
資料3	愛知県少子化対策推進基本計画調査専門委員会開催要領	135
資料4	第二次愛知県少子化対策推進基本計画策定経過	137
資料5	少子化に関する県民意識調査結果(概要)	138

「...」

「...」

第1章 計画策定の基本的な考え方

「...」

「...」

「...」

「...」

「...」

「...」

「...」

「...」

Ⅰ 策定の趣旨

- 本県では、平成 17 年 3 月に 21 年度までの 5 年間を計画期間とする「あいち 子育て・子育て応援プラン」（愛知県次世代育成支援対策行動計画）を策定し、少子化対策に取り組んできました。
- 平成 19 年 3 月には、喫緊の課題である少子化問題に対する県としての強い決意を表明するとともに、地域全体で取組目標を共有していくため、愛知県少子化対策推進条例を制定しました。
条例では、基本計画について規定しており、「あいち 子育て・子育て応援プラン」を第一次基本計画とみなしています。
- そして、同年 11 月には、この条例の推進体制として、知事をトップとし、経済界や労働界、市町村、子育て支援団体等関係団体の代表者で構成する愛知県少子化対策推進会議を設置するとともに、「子育て応援宣言」を採択しました。
- さらに、この宣言の趣旨を具体化する取組として、毎月 19 日を「子育て応援の日（はぐみんデー）」とする県民運動を平成 21 年 3 月から開始するなど、市町村や関係団体と連携を図りながら、総合的な少子化対策に取り組んできたところです。
- しかしながら、本県における出生の動向をみると、平成 20 年の合計特殊出生率は、1.43 で 3 年連続して上昇しているものの、安定的に人口を維持できると言われている 2.07 を大きく下回っており、依然として少子化傾向が続いています。
- こうした中、製造業を中心に好調を維持してきた本県経済は、平成 20 年秋以降の金融・経済危機により深刻な不況になっており、企業が非正規労働者の解雇や雇い止めといった雇用調整の動きを急速に進めるなど、厳しい雇用情勢が続いています。
- また、核家族化や都市化の進行に伴う人間関係の希薄化、治安の悪化、過疎地域における子ども集団の形成の難しさなどを背景として、子育ての孤立感、不安感や負担感が高まるなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増しています。

- さらに、結婚や家族に対する価値観の多様化や雇用形態の多様化などにより、生き方や働き方が大きく変化している一方で、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識の解消がまだまだ進んでいないのが現状です。

女性の就労と出産・育児の二者択一を迫られている状況や男性の長時間労働など、男女共に働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現などの課題が明らかになっています。

- 国においても、地域や職場における次世代育成支援対策の推進を図るため、平成19年12月に取りまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、20年12月に児童福祉法や次世代育成支援対策推進法の一部が改正されたほか、21年7月には男性の育児参加促進など仕事と家庭の両立支援の充実を図るため、育児・介護休業法の改正が行われています。

- そこで、「あいち 子育て・子育て応援プラン」の達成状況を勘案しつつ、新たに取り組むべき課題も加え、第二次愛知県少子化対策推進基本計画を策定します。

【少子化対策に関連する動き】

年	国	愛知県
平成15	7月 次世代育成支援対策推進法の制定 少子化社会対策基本法の制定	
16	6月 少子化社会対策大綱の策定 12月 子ども・子育て応援プランの策定	
17		3月 あいち 子育て・子育て応援プランの策定
18	6月 新しい少子化対策についての策定	4月 健康福祉部子育て支援課の設置
19	12月 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定	3月 愛知県少子化対策推進条例の制定 11月 第1回愛知県少子化対策推進会議で「子育て応援宣言」を採択
20	12月 児童福祉法及び次世代育成支援対策推進法の一部改正	
21	7月 育児・介護休業法の改正	3月 子育て応援の日（はぐみんデー）の開始

II 計画期間

計画期間は、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間とします。

III 基本目標

計画の基本目標は、「県民が家庭を築き、安心して子どもを生き育てることができる社会の実現」とします。

IV 策定の基本的な考え方

(1) 安心して子どもを生き育てることができる社会の実現には、少子化対策の推進が喫緊の課題です。

しかし、少子化対策の効果は即効的には現れにくいことから、少子化の要因として指摘されている「未婚化・晩婚化」、「夫婦の子どもの数の減少」に着目し、出産・子育て期ばかりではなく、家庭観や職業観を形成する児童・青少年期も含め中長期的な視野に立ち総合的に少子化対策を推進する必要があります。

そのためには、それぞれのライフステージに応じた実効性のある取組が不可欠です。そこで、若者の就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育てまでライフステージに応じた体系とし、各ステージ別の課題を踏まえた施策を位置づけます。

【ライフステージ別の少子化対策の課題】

少子化の要因	ライフステージ	課題
未婚化・晩婚化	若者の就学・就職(結婚まで)	結婚や生き方に対する考え方の変化
		経済的に不安定な若者の増大
夫婦の子どもの数の減少	結婚・妊娠・出産	出産への不安感
		仕事に追われる生活
	子育	仕事と子育ての両立の負担感
		育児の孤立感・育児への不安感
		育児・教育費用の負担増大
		子どもの安全への不安感

(2) NPOや企業等との連携は、第一次計画の柱の一つとして進めてきましたが、より実効性を高めるため、ライフステージごとのあらゆる基本施策の実施に当たっては、市町村との連携をはじめ、NPOや企業等新しい公を構成する多様な主体との協働・連携に留意します。

V 重点目標

結婚、出産、家庭及び子育てに対する個人の考え方が尊重されるよう配慮しながら、少子化の流れに歯止めをかけるため、次の4つを重点目標として取り組みます。

① 若者の生活基盤の確保

非正規雇用など雇用の不安定化や低所得化が進み、若者を取り巻く雇用環境は大変厳しく経済的に自立できない若者が増えています。本県の意識調査では、9割の独身者はいずれ結婚する意思があるとの結果が出ているものの、厚生労働省の「第6回21世紀成年者縦断調査」によれば、平成19年までの5年間に結婚した21歳から39歳の非正規雇用の男性は、正規雇用の半分にとどまっています。

また、働くことの意義や家庭の大切さなどに対する低い認識を持つ若者が増えるとともに、地域や職場での男女の出会いの機会の減少なども指摘されています。

こうしたことから、就労支援をはじめ若者の経済的・精神的な自立を促進するとともに出会いの機会の提供などにより結婚を望む若者の支援を進め、若者の生活基盤の安定を図っていきます。

② 希望する人が子どもを持てる基盤づくり

子どもを欲しいと願いながらも、教育費など経済的な負担や、子育てに対する心理的・肉体的な負担感など様々な理由により、子どもをあきらめる家族も多く存在します。

さらに、女性の就労と出産・子育ての両立の難しさや、男性の長時間労働など働き方の問題の影響も指摘されています。

働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくり、安心・安全な出産ができる医療体制の整備など、希望する人が子どもを持てる基盤づくりを推進します。

③ すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援

育児の孤立感・不安感は、自宅で子育てをしている専業主婦層の方がより強く感じている状況がみられます。これまでの子育て支援は、保育サービスの充実など働きながら子育てをする家庭への取組を中心に進めてきており、自宅で子育てをしている家庭への支援策がやや手薄となっていた面もあります。

また、いわゆる小1の壁、小4の壁など、放課後児童クラブが実際の利用において使いやすいものになっていないため、利用できない場合があるとの指摘があります。

そのため、子育て情報・支援ネットワークの構築をはじめ、認定子ども園の普及や一時預かり事業、地域子育て支援センターの拡充など切れ目ない取組を充実します。

※小1の壁：利用希望が多く放課後児童クラブに入れない、保育所に比べ預かり時間が短い

小4の壁：小学校3年生までしか利用できないクラブが多い

など

また、ひとり親家庭の子どもをはじめ配慮を要する子どもへの支援などの充実を図ります。

(1) 子育て家庭への支援を充実する

自宅で子育てをしている家庭や働きながら子育てをしている家庭に対し、それぞれの実情に応じて必要なサービスや経済的な支援を充実します。

(2) 子どもの健やかな成長を支援する

小児医療体制の整備など子どもの健康を守る取組を推進するとともに、乳幼児から青少年期まで心身共に成長し生きる力を身につけることができるよう、子どもの成長に応じた支援を進めます。

(3) 配慮を要する子どもや家庭を支援する

ひとり親家庭の子どもや虐待を受けたことがある子ども、さらには障害のある子どもや外国人の子どもなど、配慮が必要な子どもや家庭への支援を充実します。

(4) 子どもの安全な環境を確保する

治安の悪化に対する保護者の不安が高まっており、子育てにふさわしい広さを持つ住宅や子どもが安全に遊ぶことができる公園、安全な通園・通学路の確保など、子どもや子育て家庭にとって安心できる生活環境の整備を進めます。

④ 「子どもは社会の希望・未来の力」、地域・社会の子育て力をアップする

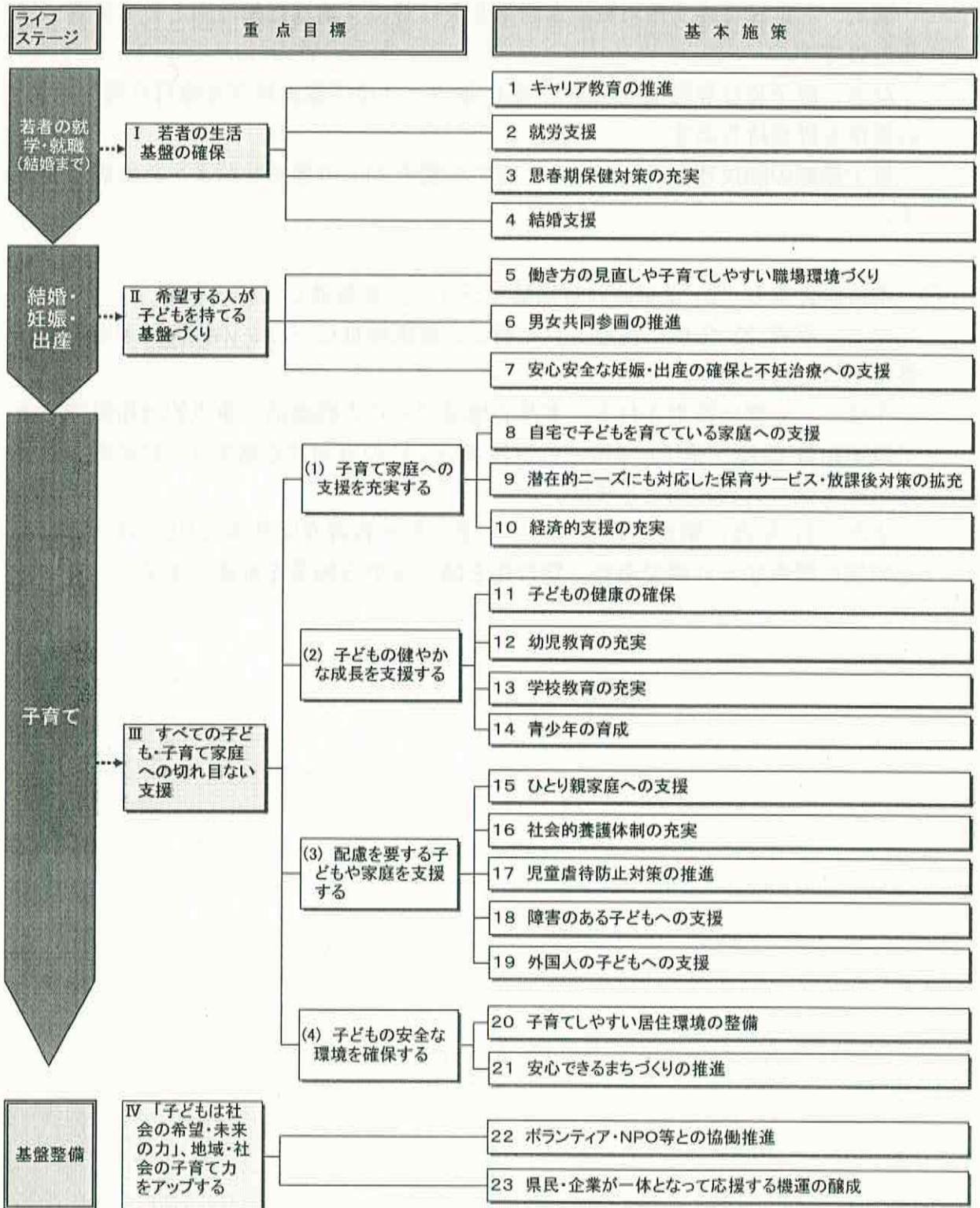
核家族化の進行や男性の長時間労働、地域・血縁のつながりの希薄化等により、子どもと自宅にこもりがちになったり、周りに相談相手がないなどの状況となり、子育ての孤立感や不安感、負担感を感じる母親が増えていると指摘されています。また、子どもを生み育てることを尊ぶ社会全体の意識が薄れてきており、地域における子どもに対する関心も低くなっています。

少子化の流れに歯止めをかけるためには、こうした地域の意識改革が不可欠であり、社会全体で子どもや子育て家庭を応援する機運の醸成を図ることが大きな課題です。

これまで子ども会等多様な団体が地域における子育て支援を担ってきていますが、その活動を再度見直し、活性化していくことが必要です。また、こうした団体と協力しながら、NPO、企業等と連携し地域の実情に応じた仕組を構築するとともに、県民一人ひとりが子育て家庭を応援する機運の醸成を図り、地域・社会の子育て力を向上する取組を進めます。

VI 計画の体系

基本目標 県民が家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現



VII 計画の性格

- 本計画は、平成 19 年 4 月 1 日に施行した愛知県少子化対策推進条例第 6 条に基づく基本計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第 9 条に基づく地域行動計画として位置づけるものです。

なお、母子及び寡婦福祉法第 12 条に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」の性格を併せ持ちます。

母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21」の趣旨を踏まえた計画とします。

- 本計画により「21 世紀あいち福祉ビジョン」を推進していきます。

なお、平成 22 年度に策定される新しい健康福祉ビジョンの個別計画としての性格も併せ持ちます。

平成 21 年度に策定される、本県の地域づくりの戦略的・重点的な指針である「政策指針 2010-2015」で示される地域づくりの方向性を踏まえ、具体的な少子化対策を盛り込む計画とします。

また、21 年度に策定される「あいち子ども・若者育成計画 2010」は、本計画と密接に関係する計画であり、整合性を図りながら施策を推進します。

「子育てにあたたかい愛知」のイメージ

- 結婚や子どもを持つことへの希望が叶えられています・・・
- 働き方の見直しにより仕事と子育てが両立でき、男性も女性も楽しく子育てをしています・・・
- 安全な環境の中で、子どもが健やかに成長しています・・・
- 子育て家庭が地域ぐるみで支えられ、安心して暮らしています・・・



※イラストはイメージ

第2章 本県の少子化をめぐる状況

重点目標を踏まえながら、第3章「少子化対策の具体的展開」につながるデータについて記載します。



図1-1-1 人口動態（推計）
（単位：千人）

1 出生の状況

(出生数と合計特殊出生率の推移)

- 本県の出生数は、第2次ベビーブーム（昭和46年～49年）である昭和48年の12万5,395人をピークに減少傾向にあります。

昭和61年に8万人を割り込んで以降、7万人前後で推移しており、平成20年は7万1,029人となっています。

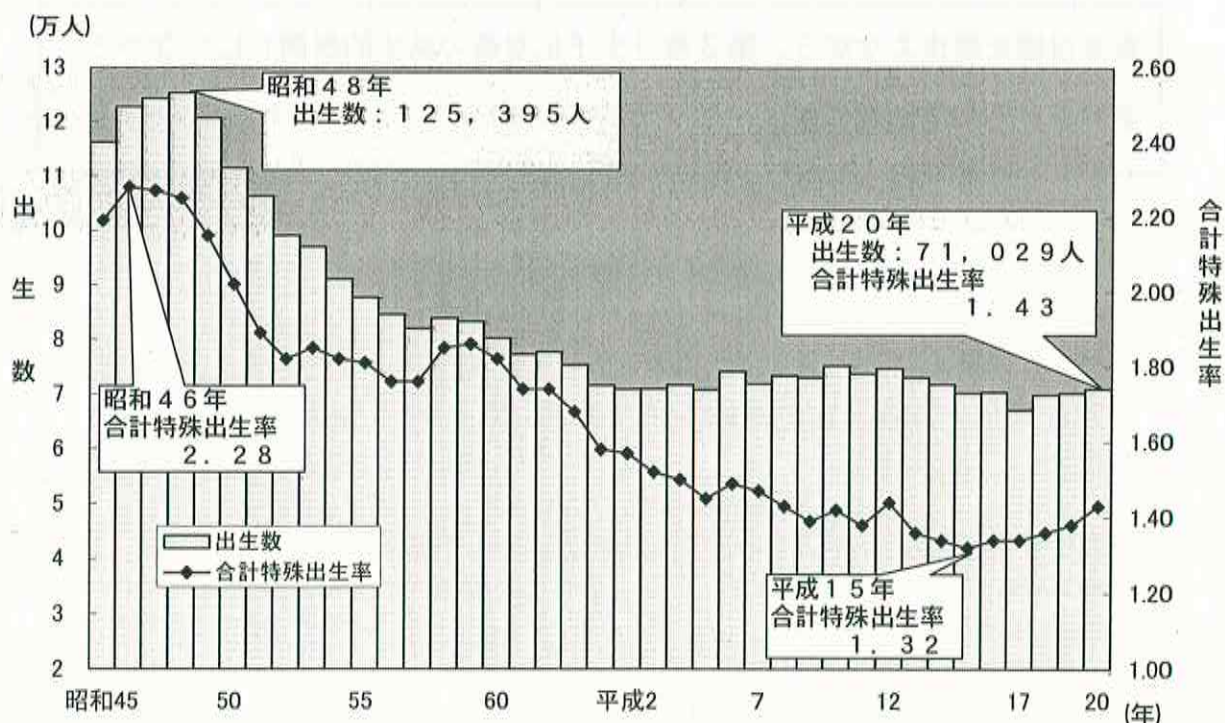
全国の出生数の推移と比較すると、本県の減少幅が小さくなっています。

- 合計特殊出生率は、昭和46年の2.28をピークに51年には2を下回り、その後も低下傾向にあります。安定的に人口を維持するためには、2.07程度が必要と言われていますので、全国と同様に大きく下回っています。

平成15年に1.32と過去最低となった後、20年は1.43で全国(1.37)を上回り、都道府県別では第17位となっています。なお、三大都市圏では最も高い数値となっています。

全国の推移と比較すると、平成10年以降、本県が若干上回って推移しています。

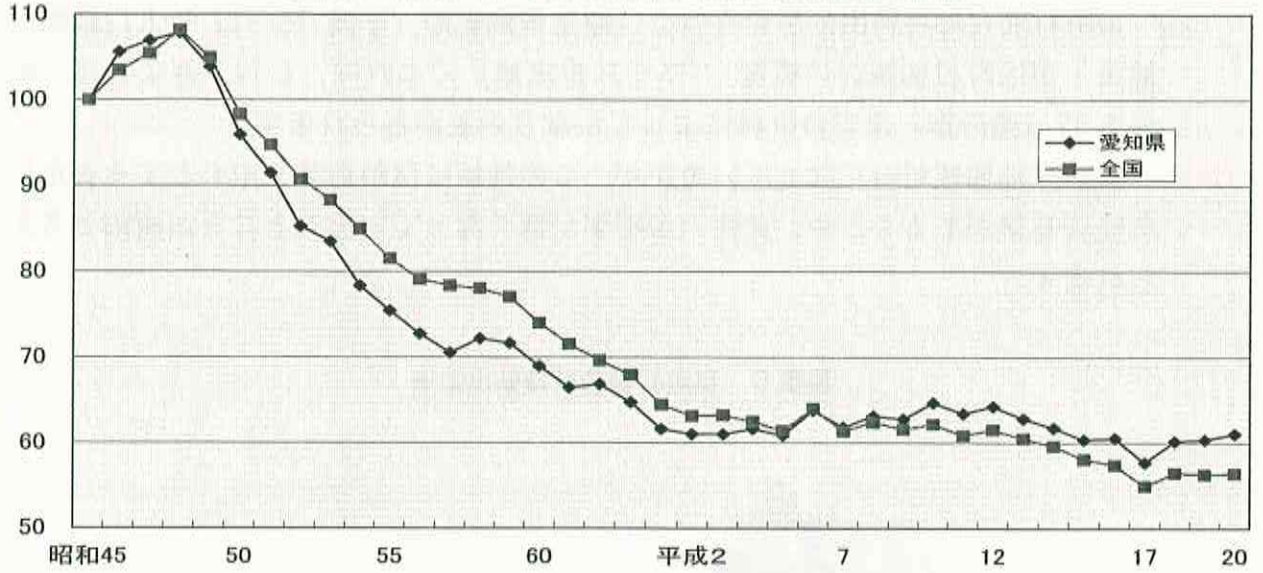
図表1 出生数と合計特殊出生率の推移(愛知県)



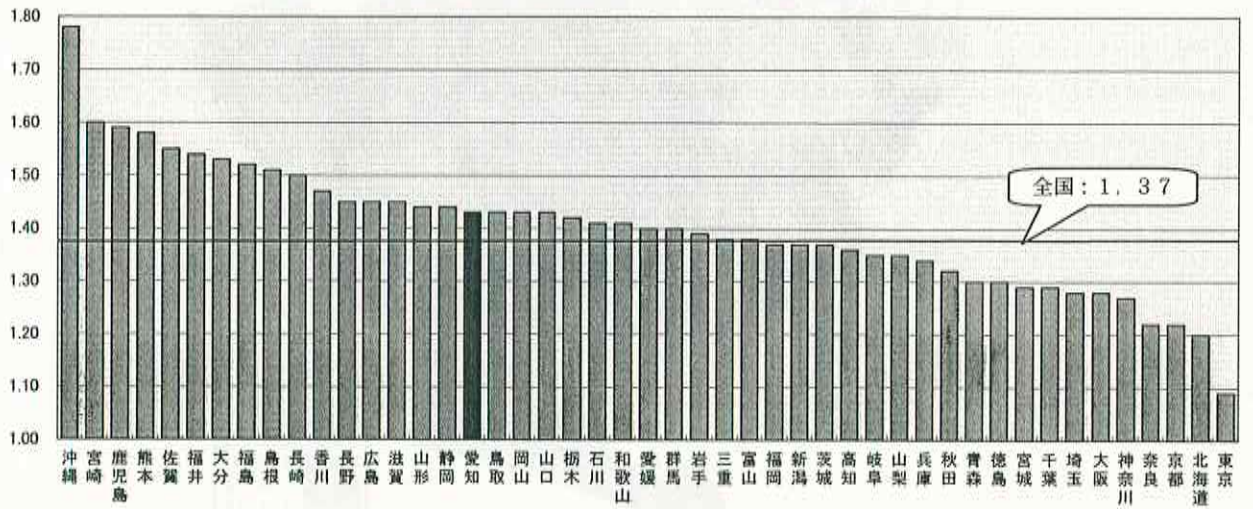
資料：愛知県健康福祉部「愛知県衛生年報」

愛知県健康福祉部「平成20年愛知県の人口動態統計の概況」

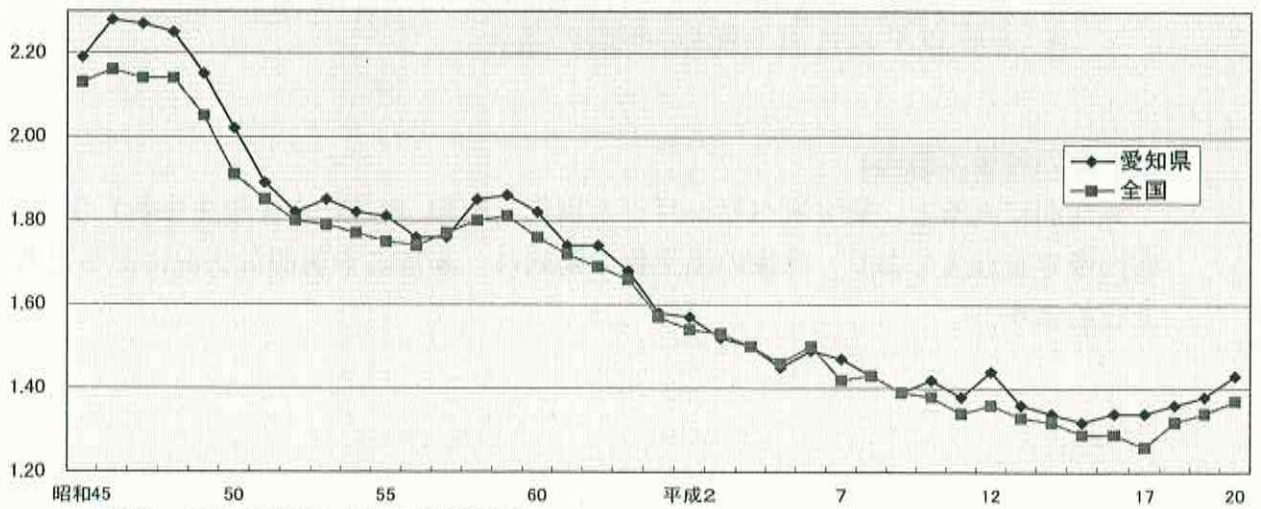
図表2 昭和45年の出生数を100とした指数の推移



図表3 都道府県別合計特殊出生率 (平成20年)



図表4 合計特殊出生率の推移



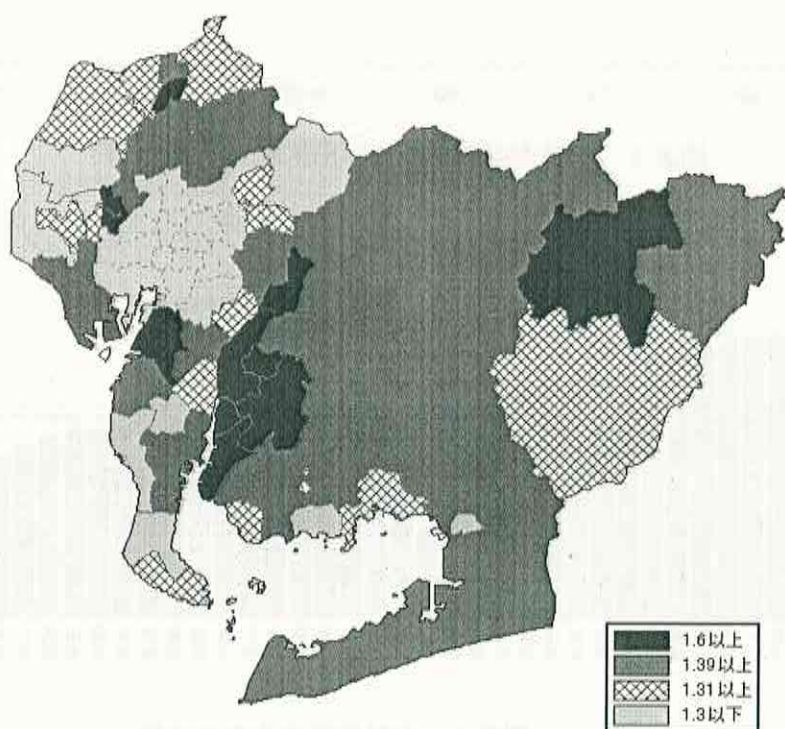
資料：厚生労働省「人口動態統計」

(市町村別合計特殊出生率)

- 市町村別合計特殊出生率をみると、厚生労働省の「平成 15～19 年人口動態保健所・市区町村別統計の概況」(ベイズ推定値)によれば、1.74(みよし市)から1.17(瀬戸市)まで市町村によってかなりの差がみられます。

衣浦東部地域が高くなっていますが、この地域には製造業を中心とする安定した経済基盤があることや、女性の未婚率が低くなっていることなどが要因と考えられます。

図表 5 市町村別合計特殊出生率



資料：厚生労働省「平成 15～19 年人口動態保健所・市区町村別統計の概況」

注：平成 19 年 12 月 31 日時点の市町村で集計

(出生数の今後の動向)

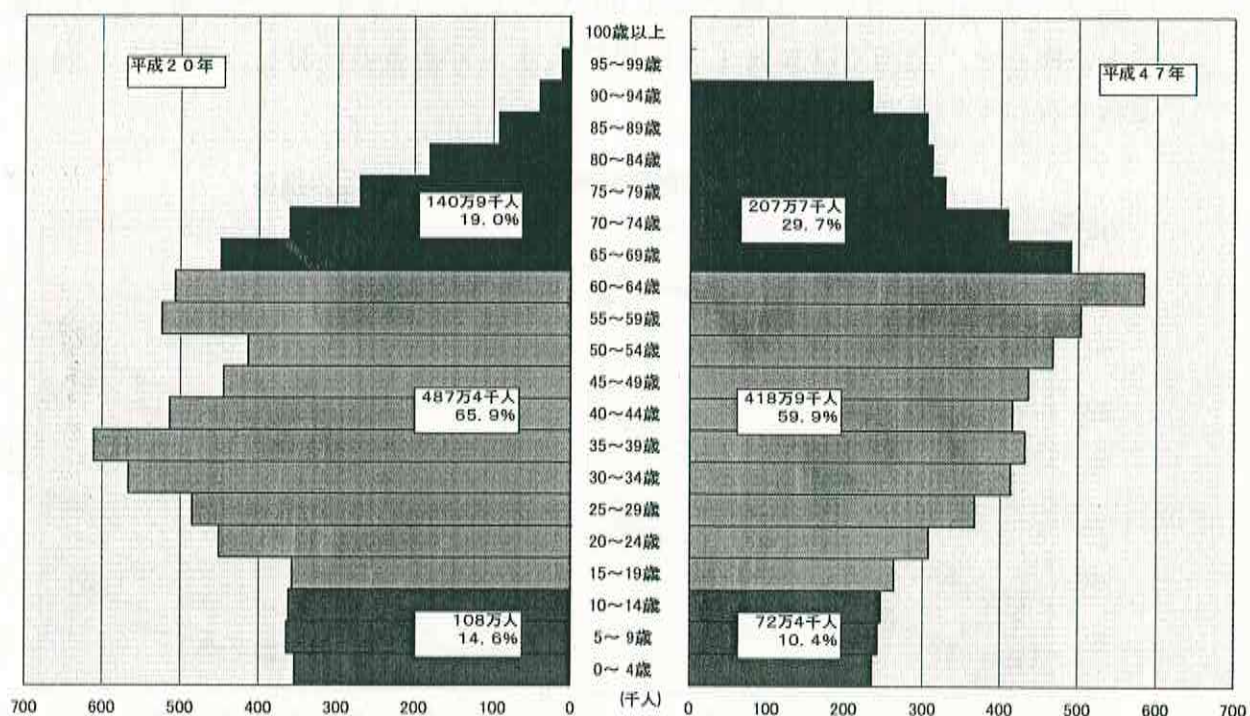
- 年代別にみると、第2次ベビーブーム世代(昭和 46 年～49 年生まれ)が 30 歳代後半を迎えており、今後の出生数の動向は、非常に不透明な状況にあると考えられます。

(将来の推計人口)

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本県の平成 47 年の人口は、699.1 万人、年少人口 (0 歳から 14 歳) の割合は 10.4%と予測され、今後も少子化が進行する見通しです。
- また、平成 20 年の生産年齢人口 (14 歳から 64 歳) と高齢人口 (65 歳以上) の比率は 3 : 1 となっていますが、平成 47 年には 2 : 1 になると予測されており、人口構造も変化する見込みです。

このため、労働力人口の減少による産業活力の低下、国民生活や社会基盤の不安定化など様々な影響が生じてくると考えられます。

図表 6 人口ピラミッド (愛知県)



資料：愛知県県民生活部「あいちの人口」(平成 20 年 10 月 1 日現在)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成 18 年 12 月推計)

注：平成 47 年の 90~94 歳は、95 歳以上も含む

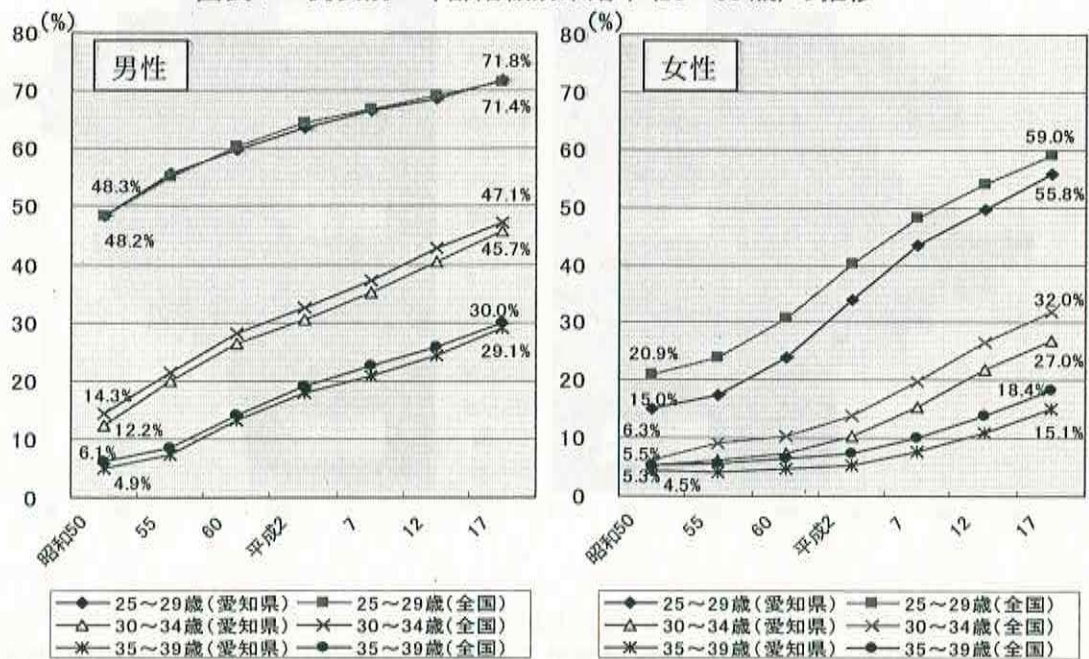
II 少子化の要因の状況

1 未婚化・晩婚化の進行

(未婚化の進行)

- 本県では、平成 17 年国勢調査によれば、30 歳代前半の男性の約半数、女性の約 3 分の 1 は独身となっています。30 年前の昭和 50 年においては、30 歳代の男性・女性ともに約 9 割が結婚していましたので、この間未婚化が急速に進行しています。
- 全国と比較してみると、男性はほぼ全国平均と同水準となっているのに対し、女性は各年齢階級とも全国平均より低くなっています。
- 25 歳から 39 歳までの男女の人口比を全国でみると、女性 1 人に対して男性は 1.03 人であるのに対し、本県では 1.09 人となっています。また、同年齢の未婚の人に限定すると、全国では女性 1 人に男性 1.4 人であるのに対し、本県は 1.64 人と高くなっています。

図表 7 男女別・年齢階級別未婚率(25~39歳)の推移



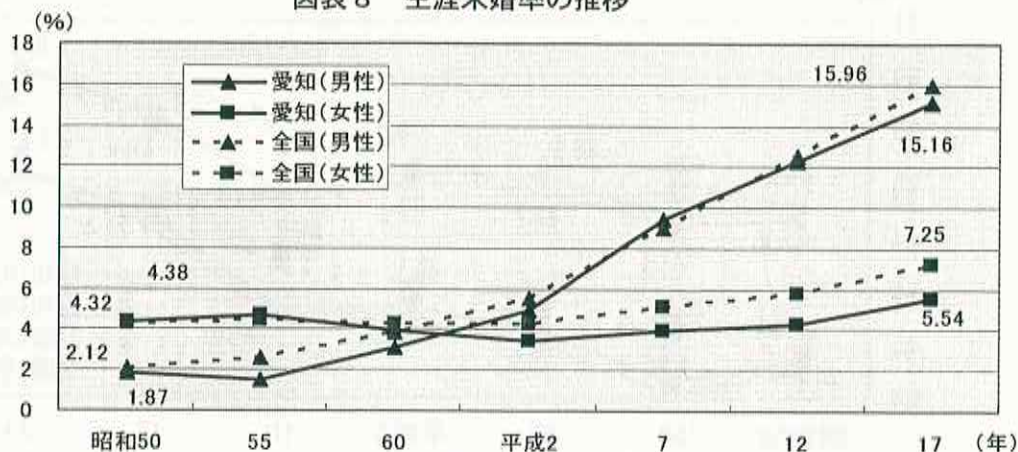
資料：総務省「国勢調査」

- 生涯未婚率は男性が 15.16%、女性が 5.54%となっており、男性は 30 年前の約 8 倍と大幅に上昇しているのに対し、女性はあまり変化していません。

人口の男女比のアンバランスに加え、独身男性の生活がしやすくなったことや、結婚に対する価値観の変化が大きく影響しているとみられています。

全国と比較してみると、男性はほぼ同水準ですが、女性は全国よりやや低くなっています。

図表 8 生涯未婚率の推移

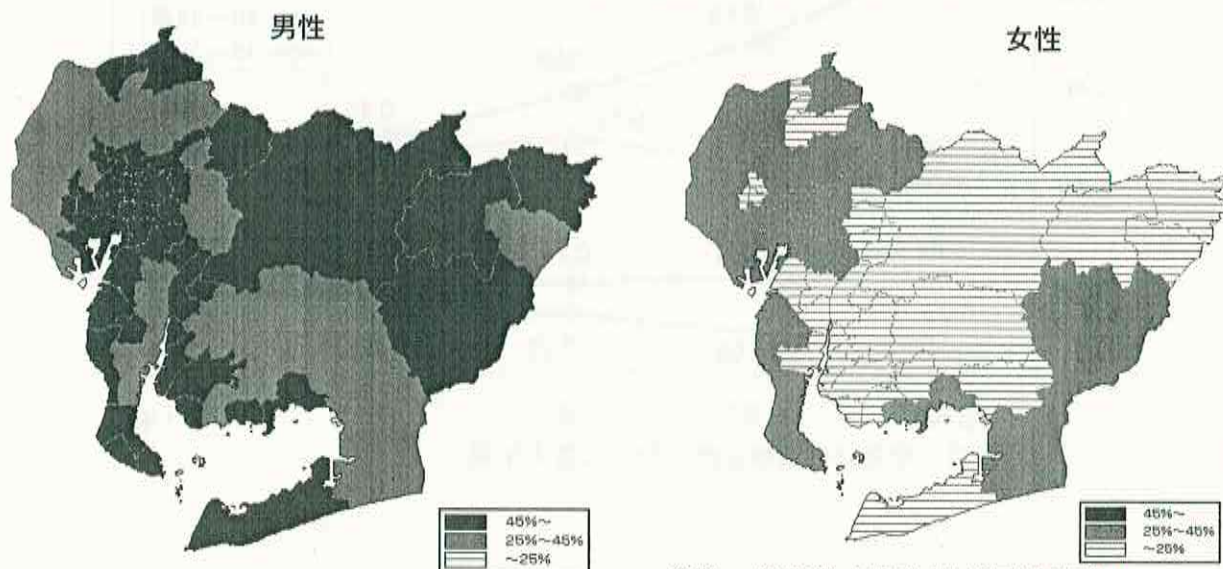


資料：総務省「国勢調査」

注：45歳～49歳と50歳～54歳未婚率の平均値で、50歳時の未婚率を示す

- 市町村別未婚率(30歳～34歳)をみると、男性は52% (田原市)から28% (東栄町)まで約24ポイントの差があります。また、女性は32% (名古屋市)から17% (三好町)とその差は約15ポイントで、男性の方が市町村による差が大きくなっています。こうした市町村による差は、本県の産業構造や地理的特性等地域の事情が大きく影響していると考えられます。

図表 9 市町村別未婚率(30歳～34歳)の状況



資料：総務省「平成17年国勢調査」

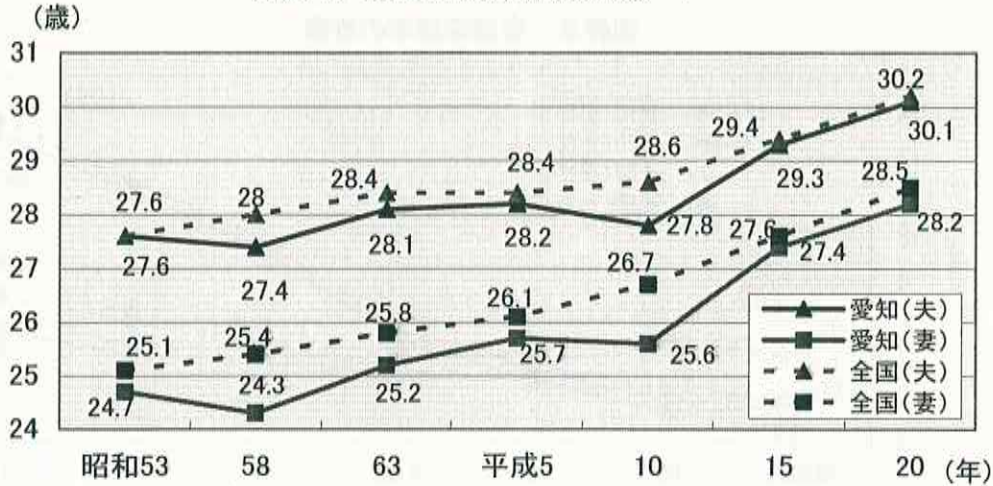
注：平成21年10月時点の市町村域で集計

(晩婚化の進行)

- 平均初婚年齢も長期的な上昇傾向が続いており、平成 20 年には、夫 30.1 歳、妻 28.2 歳となっています。30 年前と比較し、夫は 2.5 歳、妻は 3.5 歳高くなっています。

全国と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。

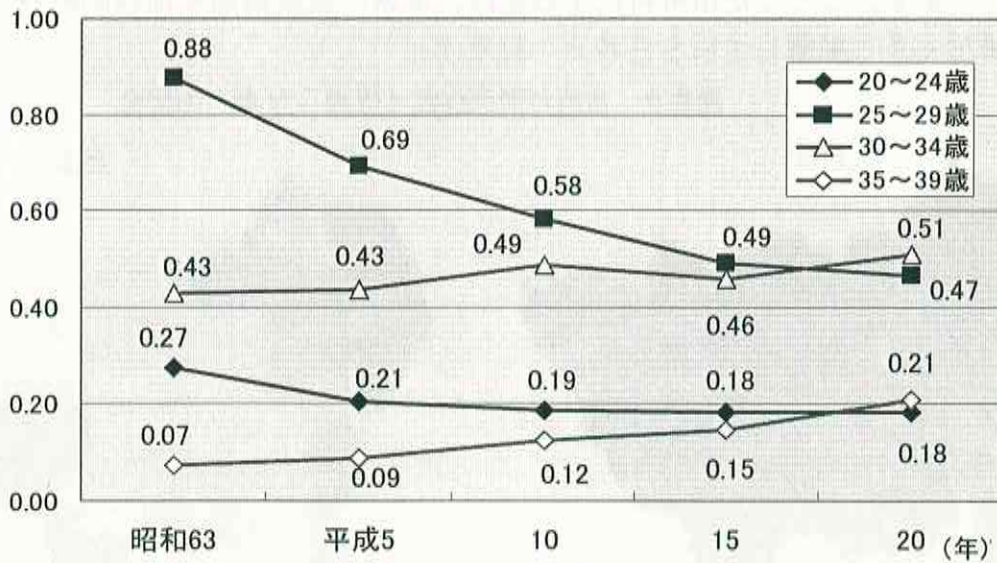
図表 10 男女別初婚年齢の推移



資料：愛知県健康福祉部「愛知県衛生年報」、厚生労働省「人口動態統計」

- 晩婚化の影響を受けて、晩産化が進んでいます。母の年齢階級別出生率の推移をみると、30 歳代後半でやや上昇がみられるものの、20 歳代後半の出生率が大きく低下しています。

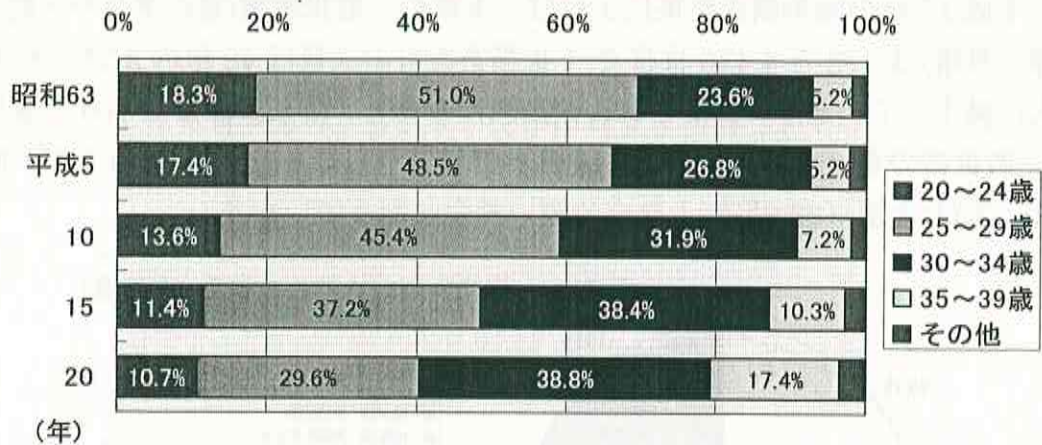
図表 11 母の年齢階級別出生率の推移 (愛知県)



資料：愛知県健康福祉部「愛知県衛生年報」

- 出生児の母の年齢階級別の割合をみると、昭和 63 年は 25 歳から 29 歳が約 5 割で最も多く、20 歳代で約 7 割を占めていましたが、平成 20 年では約 4 割にまで減少しています。

図表 12 出生児の母の年齢階級別割合の推移



資料：愛知県健康福祉部「愛知県衛生年報」

2 夫婦の子どもの数の減少

- 夫婦の完結出生児数（結婚持続期間 15 年から 19 年夫婦の平均出生子ども数）は、これまで昭和 50 年以降 30 年間にわたって 2.2 人前後で安定していました。ところが、直近の調査（平成 17 年）結果では 2.09 人に減少しています。

以前より夫婦の出生のタイミングの遅れはみられていましたが、最終的にもつ子どもの数に影響を及ぼすほどではありませんでした。今日の夫婦の子どもの数の減少は 1960（昭和 35）年代以降に生まれた女性で生じています。

今後、1970（昭和 45）年代以降に生まれた若い世代の夫婦がどのような出生行動をとるのか注目されます。

図表 13 完結出生児数の推移（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

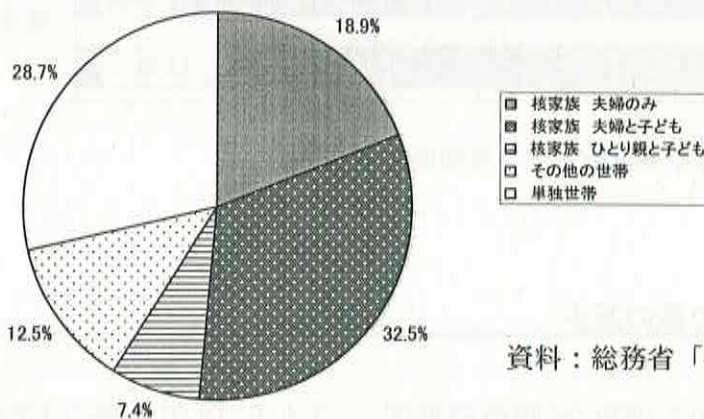
III 子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1 子育て家庭の状況

(家族類型別世帯の状況)

○ 平成17年の国勢調査結果によれば、本県の一般世帯数(寮の学生や入院者等を除く世帯)は272万4,476世帯で、1世帯あたりの人員は12年の2.75人から2.62人に減少しています。世帯を家族類型別にみると、核家族世帯は160万828世帯(一般世帯の58.8%)で、このうち夫婦と子どもからなる世帯が88万4,271世帯(同32.5%)と全国(29.9%)よりやや高い割合となっています。

図表14 家族類型別世帯数の割合(愛知県)

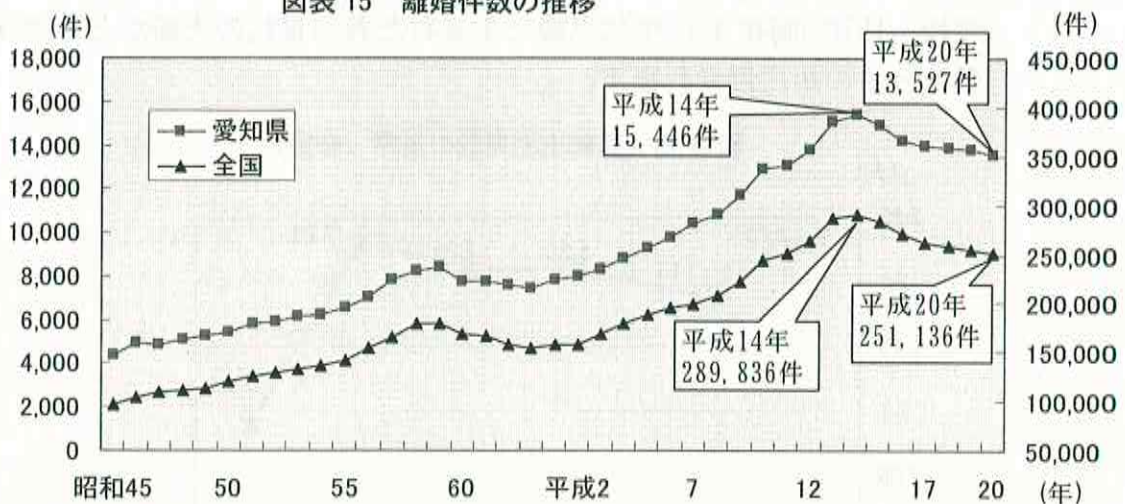


資料：総務省「平成17年国勢調査」

(離婚件数の推移)

○ 離婚件数はこれまで大幅な増加傾向にありましたが、平成14年をピークにやや減少に転じています。こうした傾向は、全国と同様となっています。

図表15 離婚件数の推移



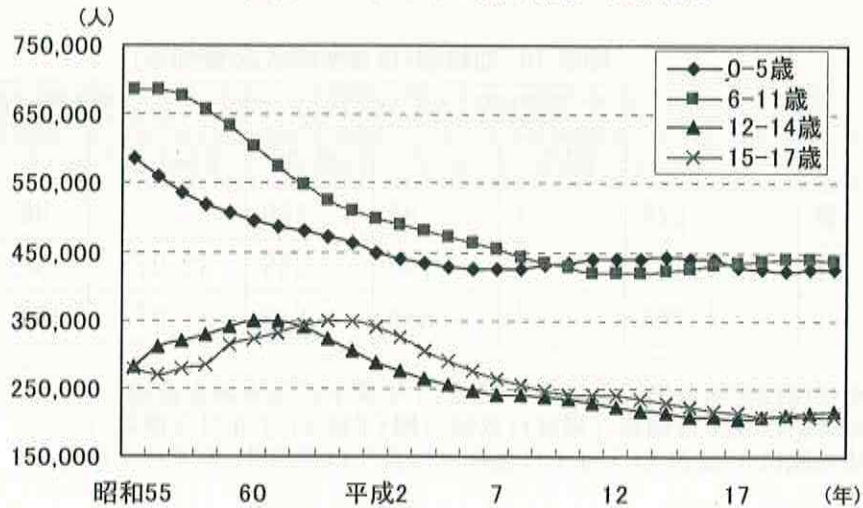
資料：厚生労働省「人口動態統計」

2 子どもの状況

(子どもの数の推移)

- 子どもの数は、各年齢層ともに減少傾向にあり、ここ数年は横ばいの状態にあります。

図表 16 子どもの数の推移 (愛知県)

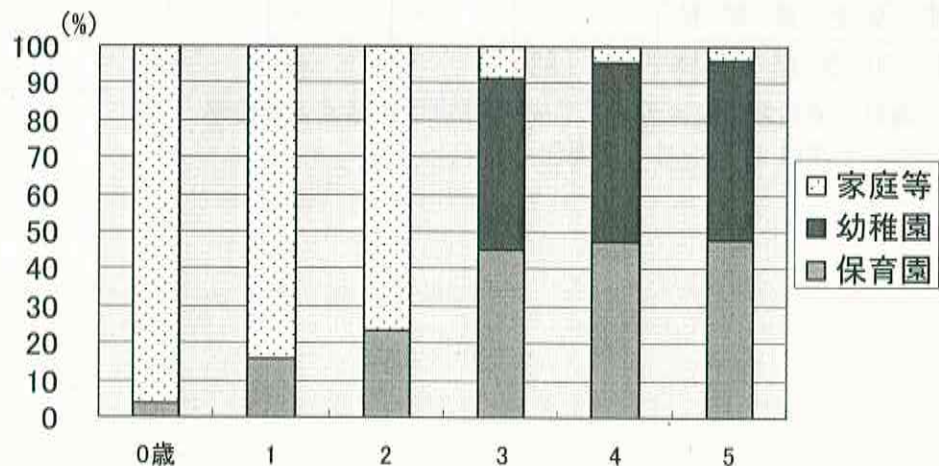


資料：愛知県県民生活部「あいちの人口」(各年10月1日)

(小学校入学前の子どもが日中育てられている場所)

- 3歳未満の子どものうち、保育所に入所しているのは15%程度で、ほとんどが自宅で育児されていると思われます。

図表 17 小学校入学前の子どもが日中育てられる場所 (愛知県)



資料：厚生労働省「福祉行政報告例(平成20年4月分概数)」
 文部科学省「平成20年度学校基本調査」
 愛知県県民生活部「愛知県人口動向調査」(平成20年4月1日現在)

(学校等の状況)

- 幼稚園は525園、保育所は1,183園設置されており、3歳から5歳の子どもの入園者数は、ほぼ同数となっています。

また、学校については、小学校が990校、中学校が438校、高等学校が222校等となっています。

図表 18 幼稚園・保育所の状況(愛知県)

	施設数	児童数 (人)				
		国立	公立	私立	0~2歳	3~5歳
幼稚園	525	1	94	430	-	98,482 (50.6%)
保育所	1,183	-	795	388	32,073	96,265 (49.4%)
計	1,708	1	889	818	32,073	194,747 (100%)

資料：幼稚園は愛知県県民生活部「平成21年度学校基本調査速報」
 保育所は厚生労働省「福祉行政報告例(平成21年4月分概数)」

注：幼稚園は平成21年5月1日現在、保育所は平成21年4月1日現在

図表 19 学校の状況(愛知県)

	学校数 (校)	在学者数 (人)			
		国立	公立	私立	
小学校	990	2	986	2	439,379
中学校	438	3	413	22	215,508
高等学校	222	2	165	55	188,094
通信制高等学校	6	-	2	4	6,595
中等教育学校	1	-	-	1	447
特別支援学校	33	1	32	-	6,532

資料：愛知県県民生活部「平成21年度学校基本調査速報」

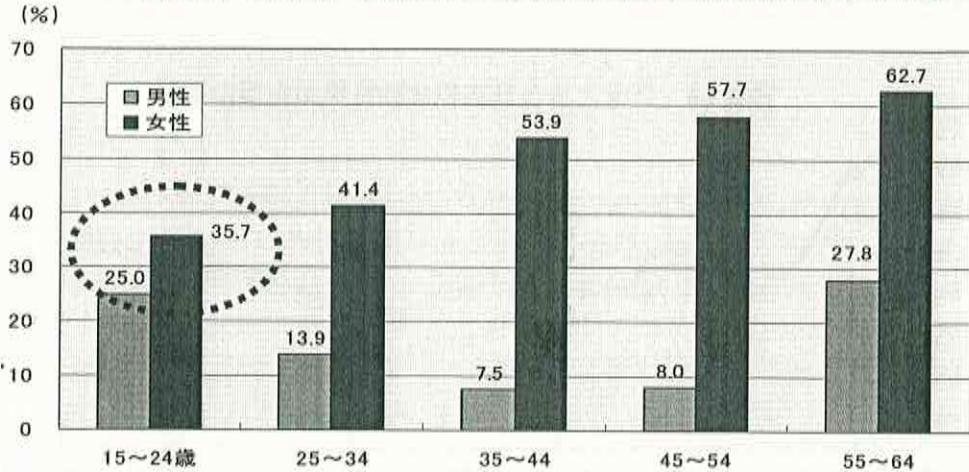
注：平成21年5月1日現在

3 就業の状況

(若者の非正規雇用の状況)

- パート・アルバイト、派遣社員、契約社員などの非正規の職員・従業員が増加しており、15歳から24歳の男性では4人に1人となっています。

図表 20 男女別・年齢階級別非正規の職員・従業員の割合（全国）



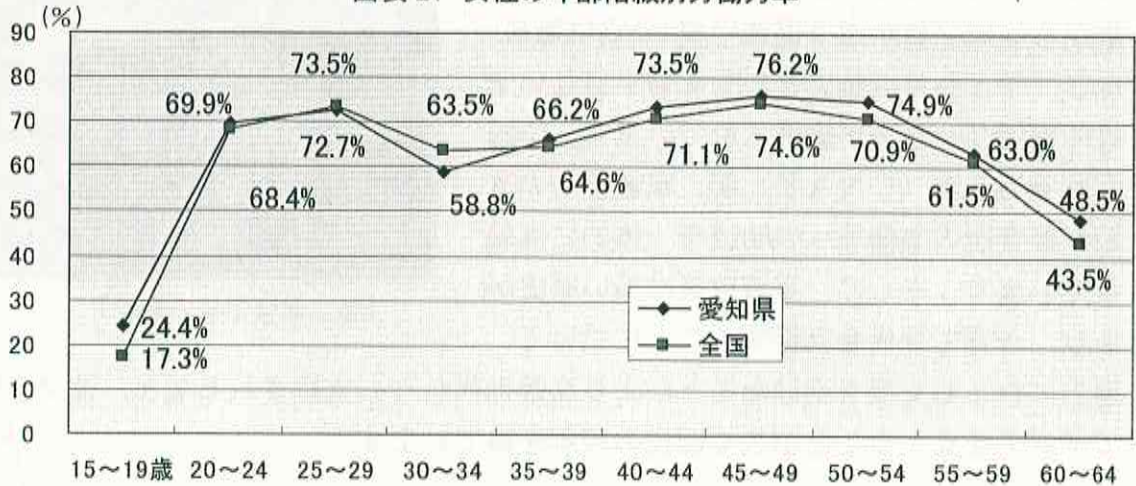
資料：総務省「労働力調査（詳細集計）平成21年平均（速報）結果」

注：15~24歳は在学中を除く

(女性の労働力率)

- 本県の女性の年齢別労働力率をみると、25歳から34歳までが全国より低く、特に30歳から34歳が5ポイント近く低くなっています。

図表 21 女性の年齢階級別労働力率



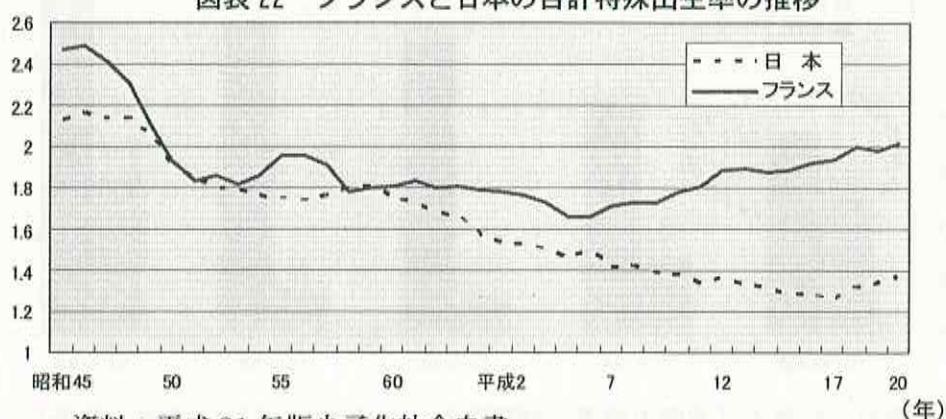
資料：総務省「平成19年就業構造基本調査」

フランスの家族政策について

- 少子化は、日本のみではなく、欧米をはじめ世界各地で課題となっています。そうした中で、フランスは少子化を克服した国の一つとして有名です。

フランスの合計特殊出生率は、平成5年及び6年に1.66まで低下しましたが、その後上昇傾向に転じており、平成20年は2.02となっています。

図表 22 フランスと日本の合計特殊出生率の推移



資料：平成21年版少子化社会白書

- フランスは、家族手当の給付と保育サービスの提供等により、出産育児について幅広い選択ができる環境となっています。

オーダーメイドに近いとも言われるきめ細かい家族手当や、子どもが多いほど優遇される税制制度、更に公立では大学まで教育費が原則無料であるなど、子どもを持つことに対する手厚い経済的支援があります。

また、3歳未満の子どもに対する保育所や保育ママなど多様な保育サービスの提供、3歳からほぼ全員が通う保育学校(公立は無料)など、子どもの成長に合わせた切れ目ない子育て支援サービスが提供されています。全国家族手当金庫(CNAF)が、家族手当の支給や保育所の整備等への助成を一体的に実施しています。さらに、家族政策は長い歴史があり、子育て世代を支援することについて、



【私立保育学校の様子】

過去に自らも支援を受けたことにより高齢世代からも支持されるなど、社会全体で子育てを支えることが広く国民の理解を得ています。